

上越市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 9 月 2 6 日

上越市長 中 川 幹 太

上越市条例第 3 2 号

上越市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

(別紙のとおり)

上越市議会議員及び上越市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び上越市議会議員及び上越市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 9 月 2 6 日

上越市長 中 川 幹 太

上越市条例第 3 3 号

上越市議会議員及び上越市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び上越市議会議員及び上越市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

(別紙のとおり)

上越市児童館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 9 月 2 6 日

上越市長 中 川 幹 太

上越市条例第 3 4 号

上越市児童館条例の一部を改正する条例

(別紙のとおり)

上越市ろばた館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 9 月 2 6 日

上越市長 中 川 幹 太

上越市条例第 3 5 号

上越市ろばた館条例の一部を改正する条例

(別紙のとおり)

上越市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

上越市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和46年上越市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条中「3, 130人」を「2, 930人」に改める。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

上越市議会議員及び上越市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び上越市議会議員及び上越市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

(上越市議会議員及び上越市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正)

第1条 上越市議会議員及び上越市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例（平成5年上越市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「541円31銭」を「586円88銭」に改め、同条第2号中「27万655円と28円35銭」を「29万3,440円と30円73銭」に改め、同条第3号中「27万655円と28円35銭」を「29万3,440円と30円73銭」に改める。

(上越市議会議員及び上越市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正)

第2条 上越市議会議員及び上越市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例（平成21年上越市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第4条及び第5条中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 第1条の規定による改正後の上越市議会議員及び上越市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び第2条の規定による改正後の上越市議会議員及び上越市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

上越市児童館条例の一部を改正する条例

上越市児童館条例（昭和46年上越市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第1条の表高志児童館の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

上越市ろばた館条例の一部を改正する条例

上越市ろばた館条例（平成１６年上越市条例第１３１号）の一部を次のように改正する。

第３条中第１号を削り、第２号を第１号とし、第３号から第５号までを１号ずつ繰り上げ、第６号を第７号とし、同号の前に次の２号を加える。

(5) 調理室

(6) ふれあいホール

第４条中「（火曜日から木曜日までにあつては、午後７時）」を削る。

第５条中「次のとおり」を「１２月２９日から翌年１月３日まで」に改め、同条各号を削る。

第９条第１項中「別表第１」を「別表」に改め、同条第２項及び第３項を削る。

第１１条中「及び回数利用券の料金」を削る。

別表第１を次のように改める。

別表（第９条関係）

施設名等	単位	使用料
会議室	１時間につき	５９０円
研修室		１６０円
生活実習室		３８０円
生きがい創造室		２４０円
調理室		３２０円
ふれあいホール		１，２７０円

備考

- １ 営利又は営業上の目的で利用する場合の使用料は、定額使用料の２００パーセントの額とする。
- ２ ふれあいホールを占有して利用する場合で利用する面積が全体の２分の１以下であるときの使用料は、定額使用料の５０パーセントの額（１０円未満は切上げ）とする。
- ３ 利用時間が１時間に満たないときは、１時間として計算する。

別表第２を削る。

附 則

この条例は、令和７年１０月１日から施行する。